

佐賀県告示第 161 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和 2 年度木材業者及び製材業者の登録を次のとおり
まっ消した。

令和 2 年 7 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者				
登録 番号	まっ消 年月日	住所又は所在地	氏名又は名称	代表者氏名
佐木鹿 第12号	令和2年 6月17日	藤津郡太良町大字多良1159番地 1	下津製材所	下津 博子

製材業者				
登録 番号	まっ消 年月日	住所又は所在地	氏名又は名称	代表者氏名
佐製鹿 第9号	令和2年 6月17日	藤津郡太良町大字多良1159番地 1	下津製材所	下津 博子